

(この資料は全部お読みいただいて100秒です)

## 令和7年度 確定申告の注意点

### 令和7年度分確定申告のスケジュール(確定申告、個人事業主の消費税)

	申告期限	納付期限	振替納税日(注1)
所得税・復興特別所得税	令和8年3月16日(月)	令和8年3月16日(月)	令和8年4月23日(木)
消費税・地方消費税	令和8年3月31日(火)	令和8年3月31日(火)	令和8年4月30日(木)

(注1) 振替納税を利用する場合は、事前の届出と口座残高の確認が必要

### 所得税延納制度

申告期限までに納付税額の2分の1以上を納付し、確定申告書で延納の意思表示を行うことで残額を令和8年6月1日(月)まで延納可能です。ただし、延納した金額には利子税がかかります。

※消費税には延納制度はありません。

### 令和7年度の変更点

- ・定額減税が終了 (令和6年分に実施された定額減税は令和7年分では適用されません。)
- ・基礎控除・各種所得控除の変更 ([ミニかわら版 2025年6月1日号](#)をチェック!)
- ・特定親族特別控除の新設 ([ミニかわら版 2025年7月1日号](#)をチェック!)

※扶養の範囲を超えてしまう親族がいたら、要チェック

### 医療費控除

申告する際は、以下の点に要注意！

- ・保険金等で補填された部分を除いた金額を申告
- ・医療費控除の明細書の提出及び保管が必要
- ・医療費控除とセルフメディケーション税制は併用不可
- ・医療費控除を受けるには**確定申告が必要**

### ふるさと納税の申告 正しく行えていますか？

購入時にふるさと納税ワンストップ特例を選択していても

**確定申告が必要かもしれません！？**

ふるさと納税先の自治体数が6団体以上→**確定申告が必要**

2カ所以上から給与を受け取る方→**確定申告が必要**

確定申告を行う方→**確定申告時にふるさと納税を記載**

### 【参考 URL】

[医療費控除を受ける方へ | 令和7年分 確定申告特集](#)

[No.1155 ふるさと納税\(寄附金控除\) | 国税庁](#)

[No.1000 所得税のしくみ | 国税庁 令和7年分 確定申告特集 手順5 延納の届出 | 国税庁](#)

### こんな収入の申告漏れにご注意

給与以外の所得が年間20万円超え

(例)フリマアプリ・アフィリエイト・原稿料・暗号資産・海外取引・シェアリングサービス収入 etc

([ミニかわら版 2025年2月1日号](#)をチェック!)

### 電子取引

電子メールやクラウドで受領した請求書・領収書は、電子データのまま保存することが原則です。

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>